

高岡地区広域圏ごみ処理施設運転管理業務

仕 様 書

一般仕様書

目 次

第1章 一般事項

- 第1条 目的及び趣旨
- 第2条 業務の履行
- 第3条 業務の範囲
- 第4条 運転業務
- 第5条 統括責任者等の選任
- 第6条 業務従事者
- 第7条 労務管理
- 第8条 教育、訓練等
- 第9条 提出書類
- 第10条 緊急事態発生時の対応
- 第11条 損害補償
- 第12条 保険の加入
- 第13条 秘密等の保持
- 第14条 関係法令の遵守
- 第15条 疑義

第2章 業務要領

- 第16条 業務計画書等
- 第17条 運転操作
- 第18条 保守点検
- 第19条 応急措置
- 第20条 過失責任
- 第21条 報告書等

第3章 管理費用範囲

- 第22条 支給・貸与物件等
- 第23条 乙の費用負担

第1章 一般事項

(目的及び趣旨)

第1条 本仕様書は高岡地区広域圏事務組合（以下「甲」という。）が設置した一般廃棄物焼却施設（高岡広域エコ・クリーンセンター。以下「施設」という。）での運転管理業務を適切かつ円滑に実施することを目的として、甲が発注する「高岡地区広域圏ごみ処理施設運転管理業務」に関し、必要な事項を定めるものである。

(業務の履行)

第2条 受託者（以下「乙」という。）は、業務の公共的使命、社会的重要性を十分に認識し理解して、施設の運転を円滑に行うとともに、施設の機能を十分に発揮できるよう契約書、一般仕様書、特記仕様書、各機器の取扱説明書及びその他関係書類に基づき、効率的かつ経済的に業務を履行すること。

(業務の範囲)

第3条 この業務の委託範囲は、特記仕様書に定める設備の運転操作、監視、記録、日常的な保守点検、及びこれら運転に付随する一切の業務とする。

2 前項に定めるほか、乙は、施設の運転を適切かつ円滑に行うために、特記仕様書に定める業務期間前に引継ぎ教育訓練を行うものとし、当該引継ぎ教育訓練はこの業務範囲内にあるものとする。

(運転業務)

第4条 施設の運転にあたっては、施設の性能を十分に発揮させるように効率的かつ経済的に行い、公害防止関係法令及び特記仕様書に定める公害防止管理基準を順守すること。

(統括責任者等の選任)

第5条 乙は、業務を適正に履行するために運転員及びその他業務の遂行に必要な人員（以下「業務従事者」という。）を配置し、業務従事者の中から統括責任者、運転班長及び運転員（以下「統括責任者等」という。）を選任しなければならない。

2 乙は、選任した統括責任者等が病気その他の事由により、長期にわたり職務の遂行が困難な場合は、新たに統括責任者等を選任しなければならない。

(業務従事者)

第6条 業務従事者は、乙の正社員でなければならない。

2 乙は、地元雇用に配慮するものとし、地元居住者（平成29年4月1日現在において、高岡地区広域圏を構成する高岡市、氷見市、小矢部市のいずれかの市において継続して1年以上、住民登録をしている者）を業務従事者として配置しなければならない。

(1) 平成29年4月1日現在で、統括責任者、運転班長を除く業務従事者の2分の1以上

(2) 平成30年4月1日現在で、統括責任者、運転班長を除く業務従事者の4分の3以上

3 統括責任者等の職務及び必要な資格、知識経験等は、次のとおりとする。

(1) 統括責任者は、施設全般に精通し、業務の統括者としての十分な知識、経験を有し、施設に常

- 駐し甲の指示に従い、現場の統括者として業務に関する指揮監督及び一切の事項を処理する。
- (2) 統括責任者は、業務の公共的使命の重大性に鑑み、関係法令等を遵守し、また現場作業の安全及び秩序を保ち、事故、火災等の防止に努めなければならない。
 - (3) 統括責任者は、施設の異常又は故障を発見した場合は、速やかに適切な処置をとるとともに、甲に報告し、その指示を受けるものとする。
 - (4) 統括責任者は、ボイラー・復水タービン付焼却施設（平成13年4月以降に国又は地方公共団体により設置された一般廃棄物焼却施設で、処理能力200t/日以上、2炉構成以上の全連続燃焼式ストーカ炉、発電能力3,000kW以上の施設。以下「同規模施設」という。）の運転実務経験を5年以上有し、かつ、同規模施設で次のいずれかの経験を有する者であること。
 - ア 統括責任者として1年以上の経験
 - イ 副統括責任者として2年以上の経験
 - (5) 運転班長は、専門技術及び知識を有し、運転操作、保守点検を総合的に現場指導等ができ、統括責任者を補佐し、統括責任者が事故又は不在の時にはその職務を代理する。
 - (6) 運転班長は、適正に設備機器の運転、操作、点検の内容判断ができ、一般廃棄物焼却施設での運転実務経験を5年以上有し、かつ、同規模施設での運転実務経験を2年以上有する者であること。
 - (7) 運転員は、適正に設備機器の運転、操作、点検ができる者であること。また、運転員総数の3分の2以上は、次のいずれかの経験を有する者であること。
 - ア 一般廃棄物焼却施設で2年以上の運転実務の経験
 - イ 同規模施設で1年以上の運転実務の経験

（労務管理）

第7条 乙は、業務（第3条第2項に定める引継ぎ教育訓練を含む。）を実施するにあたって次の各号によること。

- (1) 業務従事者の勤務については、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法等の労働関連法規を順守すること。
- (2) 業務従事者の業務にあたっては、労働安全衛生関係法規及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づく作業主任者、取扱責任者等を適正に配置し、作業の安全を第一義として、作業能率の向上に努めること。

2 乙は、業務従事者の労務管理、人事管理上の一切の責任を負うものとする。

（教育、訓練等）

第8条 乙は、施設の適正な管理と安定した運転を維持するため、業務従事者に必要な指導、教育、訓練等を行い、また、業務上特に危険な作業については、労働災害を防止するために万全な体制を確立し、業務従事者に適正な指導教育を行わなければならない。

2 乙は、業務従事者として予定している者に、第3条第2項の引継ぎ教育訓練を甲が必要と認める時期に行うものとする。

（提出書類）

第9条 乙は、契約締結後速やかに、次の書類を甲に提出すること。

- (1) 業務着手届
- (2) 統括責任者等選任届

- (3) 業務計画書
- (4) 業務従事者名簿
- (5) 職務分担
- (6) 資格取得者名簿
- (7) 資格責任者配置届
- (8) 非常招集体制表
- (9) 安全衛生管理組織図
- (10) その他、甲が指示する書類

2 乙は、前項各号に掲げる提出書類の記載事項に追加、変更等があったときは、変更届出書を提出して、甲の承諾を受けなければならない。

(緊急事態発生時の対応)

第10条 乙は、地震、大雨、台風等の災害並びに爆発、火災、人身事故、設備及び機器類に関する重大な故障などの緊急事態の発生に備え、業務従事者を非常招集できる体制を確立しておくこと。

2 乙は、緊急事態が発生した場合には、直ちに業務従事者を所定の場所に配置して適切な措置を講ずるとともに、甲に直ちに連絡すること。

3 乙は、緊急事態発生時の対応措置について、甲に書面で速やかに報告すること。

(損害賠償)

第11条 乙は、業務の履行に関し乙の責めに帰する理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その賠償責任を負うものとする。

(保険の加入)

第12条 乙は、施設の運転業務に伴うリスクに備えるため、労働災害保険、各種損害賠償保険など必要な保険に業務期間中に継続して加入しなければならない。なお、乙は、保険の加入・更新・変更にあたっては、甲に保険証券の写しをもってすみやかに報告するものとする。

(秘密等の保持)

第13条 乙は、業務の履行上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(関係法令の遵守)

第14条 乙は、業務の履行にあたっては関係法令等を遵守すること。

(疑義)

第15条 本仕様書について疑義ある場合は、甲乙が協議するものとし、当該協議結果については、甲が乙に通知するものとする。

第2章 業務要領

(業務計画書等)

第16条 乙は、甲が作成する運転計画書に基づき業務計画書、作業計画書等を作成し、速やかに甲に提出すること。

(運転操作)

第17条 施設の運転は、原則24時間連続運転とし、運転計画書及び甲が貸与する保安規程、運転マニュアル、機器取扱説明書等に基づいて、適正にその業務を履行すること。

2 甲の実施する修繕工事等に伴い、運転計画、管理方法の変更が必要な場合には、乙は、甲と協議して変更すること。

3 甲から施設の休炉、立上げ、設備の停止及び運転等の指示があったときは、乙は、速やかにその体制をとること。

(保守点検)

第18条 乙は、常に施設の保守管理に注意を払い、保守点検作業の実施に当たっては、特記仕様書に基づいて、実施すること。

2 乙は、予備の機材、部品等の整理・整頓に心掛け、適正に保管・管理を行うこと。なお、甲から貸与された用具類、工具類及び機器等を紛失した場合は、乙が責任をもって補充しなければならない。

(応急措置)

第19条 乙は、日常保守点検時にて不良箇所や故障発生箇所を発見した場合には、予備品等を用い速やかに適正な応急措置を講じるとともに、その状況を甲に報告し、その指示を受けなければならない。

(過失責任)

第20条 乙は、業務の履行上又は乙若しくは業務従事者の故意、過失若しくは保守点検作業の不足に起因して、施設、設備等に故障、破損、事故等が発生した場合は、直ちにその状況を甲に報告するとともに、すべて乙の責任において処理すること。

(報告書等)

第21条 乙は、特記仕様書に基づき、日報、月報、年報、各種報告書等を作成し、日報については、翌日に、各種報告書等については、指定された期日までに甲に提出すること。

第3章 管理費用範囲

(支給・貸与物件等)

第22条 乙が業務履行のために必要とする物件等で、甲が支給及び貸与する物件等は、次のとおりとする。

(1) 支給物件

- ① 電気、水道
- ② 各種薬剤、燃料及び油脂類
- ③ 予備品、機器用消耗品（ウエス類を除く）

(2) 貸与物件

- ① 机、椅子、棚、構内電話設備、拡声設備
- ② 保守点検用具、備付工具、工作用機器
- ③ 完成図書（運転マニュアル、機器取扱説明書及び操作説明書、機器図面、配置図、系統図などの竣工図書類）
- ④ 保安規程
- ⑤ その他甲が必要と認めたもの

(3) 施設及び附帯設備等の使用

- ① 運転業務に必要な各室、事務所、更衣室、浴室、トイレ、駐車場等

2 乙は、貸与された物件等リストを作成し、甲に提出すること。

3 甲は、支給物件の使用状況について、必要に応じて乙に報告を求めることができる。

4 乙は、これらの物件等を善良なる管理者の注意をもって適正に管理、使用するとともに、効率的、経済的に使用しなければならない。

5 乙は、これらの物件等の紛失、損傷等又は物件の不適切な使用があった場合には、乙の責任において補充し、又は現状復旧しなければならない。

(乙の負担費用)

第23条 次の費用、物件は乙が負担する。

- (1) 引継ぎ教育訓練期間及び業務期間において業務に従事する者の給料、手当、福利厚生費等の人件費
- (2) 業務に従事する者に支給する作業服、作業靴、ヘルメット、名札、防塵マスク、各種安全用具、その他点検に必要な用具及び生活用具等の物件費
- (3) 業務に必要な外線電話の設備及び維持費
- (4) 業務に必要な事務用消耗品（日報、月報、各種報告書等の帳票類を含む）、通信運搬費、什器、事務用備品等
- (5) 乙が事務室、休憩室として使用する部屋で使用する机、椅子、棚等
- (6) 甲が支給し、貸与する物件以外の業務に必要な費用
- (7) 業務の引継ぎに必要な費用及び人件費。なお、乙は契約の完了する平成32年3月31日までのうち、甲が必要と認める時期に、次期業務受託者等甲が指定する者への業務の引継ぎを行わなければならない。また、甲が指定する者への業務引継ぎは、引継書及び現地指導によるものとし、引継書の内容については、甲の承認を得なければならない。

特記仕様書

目次

第1章 業務概要

- 第1条 業務の概要
- 第2条 業務の範囲
- 第3条 業務従事者名簿等の提出
- 第4条 有資格者等の配置
- 第5条 業務従事者の変更
- 第6条 業務従事者の服装
- 第7条 連絡調整等

第2章 業務内容

- 第8条 作業内容
- 第9条 運転等
- 第10条 勤務時間

別紙1

別紙2

第1章 業務概要

(業務の概要)

第1条 業務の概要は、次のとおりである。

(1) 業務名

高岡地区広域圏ごみ処理施設運転管理業務

(2) 業務期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

(3) 履行場所

氷見市上田子字笹谷内50番地

(4) 施設名及び施設概要

ア 施設名 高岡広域エコ・クリーンセンター

イ 竣工年月 平成26年9月30日

ウ 施設概要

全連続燃焼式焼却炉（ストーカ式） 255t/24h（85t×3基）

燃焼ガス冷却用ボイラー 13.8 t/h ×3基

蒸気タービン 4,600 kW ×1基

発電機 5,111 kVA ×1基

自動燃焼制御による自動燃焼装置

その他付帯設備 1 式

エ 投入方法

ピットアンドクレーン方式

(5) 運転条件

別紙1のとおり

(6) 公害防止管理基準

別紙2のとおり

(業務の範囲)

第2条 業務の範囲は、次のとおりである。

(1) 次に掲げる設備の運転・監視、設備故障時の初期対応、軽微な修繕、日常的な点検・保守管理、運転状況報告書作成等

① 受入供給設備（計量、可燃性粗大ごみ破砕機、ダンピングボックスを除く。）

② 燃焼設備

③ 燃焼ガス冷却設備

④ 排ガス処理設備

⑤ 給水設備

⑥ 排水処理設備

⑦ 余熱利用設備

⑧ 通風設備（煙突設備を含む。）

⑨ 灰出設備（飛灰処理設備を含む。）

⑩ 雑設備

- ⑪ 電気設備
- ⑫ 計装設備（排ガス分析計を含む。）
- (3) 甲の休業日及び夜間施設（工場棟、管理棟、敷地内緑地を含む。）の管理
 - ① 火元責任者を選任し、火気の始末を徹底して、火災の予防に努めること。
 - ② 施設の機器、備品、工具等の紛失及び無断侵入者がないように努めること。
 - ③ 門扉及び玄関の施錠は午後7時とし、午前7時に開錠すること。
 - ④ 照明の点灯は、節電に努め、自動点灯する照明についても、点灯時間、消灯時間に注意して調節を行うこと。
- (4) 施設の清掃、整頓
 - ① 装置、設備、工場棟各室内、廊下及び乙が使用する部屋等の清掃
 - ② 物品等の整理整頓
 - ③ 運転日誌等帳票類の整理整頓
- (5) 薬剤、消耗品類、貸与物件等の管理
 - ① 運転業務に必要な薬剤類、灯油、油脂類及び消耗品類の在庫確認、受入立会
 - ② 貸与物件の管理
- (6) 焼却灰及び飛灰の管理及び積出し（運搬・処分を除く）
- (7) 冬季間における構内道路及び駐車場の除雪（甲が配備する除雪機械を使用。）

（業務従事者名簿等の提出）

第3条 乙は、業務従事者の役職（担当）、氏名、生年月日、郵便番号、住所、電話番号、資格を記載した業務従事者名簿並びに第4条に規定する資格取得者名簿及び有資格者証の写しを、甲に提出すること。

（有資格者等の配置）

第4条 乙は、次の資格を有する者及び運転に必要な知識及び実務経験者を配置し、必要な作業主任者、取扱責任者を選任し届けること。

- (1) 廃棄物処理施設管理技術者（ごみ処理施設）
 - (2) クレーン・デリック運転士（吊上荷重 5 t 以上、各班 2 名以上）
 - (3) ボイラー技士（2 級以上、各班 2 名以上）
 - (4) 危険物取扱主任者（乙種第 4 類、各班 1 名以上）
 - (5) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者（各班 1 名以上）
 - (6) 特定化学物質等作業主任者技能講習修了者（各班 1 名以上）
 - (7) 車両系建設機械運転技能講習修了者（4 名以上）
 - (8) ダイオキシン特別教育修了者（全運転業務従事者が廃棄物の焼却施設に関する業務に係わる特別教育を修了のこと）
 - (9) 低圧電気取扱業務特別教育修了者（各班 2 名以上）
 - (10) 電気工事士
 - (11) 電気主任技術者
 - (12) ボイラー・タービン主任技術者
 - (13) その他業務の履行上法令で定められた資格者
- 2 前項各号に掲げる資格については、複合格者を認め、人数指定のない場合でも業務内容を考慮して 1 名以上を配置するものとする。

(業務従事者の変更)

第5条 乙は、業務従事者の変更が必要なときは、原則として20日前までに有資格者証の写しを添えて甲に提出し、承諾を受けるものとする。

2 乙の業務従事者が交替するときは、十分な実務引継ぎ期間をもって交替するものとする。

(業務従事者の服装)

第6条 乙は業務従事者に安全かつ清潔な統一した服装を着用させ、名札等により業務従事者であることを明らかにすること。

2 業務従事者は、作業上義務付けられた安全用具、ヘルメット、防塵マスク、名札、作業服、作業靴(安全靴)等を使用し又は着用すること。

(連絡調整等)

第7条 乙は、甲が開催する次の連絡調整会議に出席すること。

- (1) 安全衛生委員会
- (2) 安全パトロール
- (3) その他甲の要請する会議等

第2章 業務内容

(作業内容)

第8条 一般的な作業内容については、次のとおりとする。

(1) 適用範囲

本業務内容は、施設運転の一般的なものについて定めるものであり、本業務内容に明記なき事項であっても、施設の良いな運転を維持するために必要な事項について、甲、乙協議のうえ必要な処置を講じること。

(2) 管理

運転業務において、責任者等を選任し、あらゆる状態において対処すること。また、業務に関する従事者の管理監督については、乙がすべての責任を負うものとする。

(3) 安全衛生

業務に関する運転及び点検整備は、労働安全衛生法等の関係諸法令に基づき従事者の安全と健康を確保するよう努めること。特に次の作業については、安全対策要領書等を作成し、十分な安全に留意すること。

- ① 酸素欠乏及び有害ガス発生場所における作業
- ② 薬剤等の取扱作業
- ③ 高所作業
- ④ 電気作業
- ⑤ 高温、高圧作業
- ⑥ 粉塵等の発生場所における作業
- ⑦ 回転機器の取扱い作業

(4) 作業計画

業務に関する作業を行うにあたっては、年間、月間、週間作業計画及び教育訓練計画を立案し、甲の承諾を受けるものとする。

2 業務に関する機器及び装置に共通する作業内容は、次のとおりとする。

(1) 機器、装置、操作盤及び装置廻り床、各水槽（甲が指定したものを除く。）、排水溝等の清掃を行い、また次に掲げる清掃も行うこと。

- ① 炉内水噴霧ノズル・ストレーナー分解清掃
- ② モーターカップリング点検・清掃
- ③ ごみクレーン・灰クレーン清掃及びグリスアップ
- ④ 減温塔噴霧ノズル点検清掃
- ⑤ 消石灰噴霧ホース固着除去清掃

(2) 施設の巡回点検、記録

(3) プラント設備全体の整理・整頓・清掃・清潔作業実施

(4) 日常点検内容

- ① 日常巡視点検記録
- ② 各種計測機器の点検、調整、指示値の確認・記録
- ③ 信号灯、表示灯、照明灯の点灯及び消灯
- ④ 機器類の異常音、異臭、異常発熱等故障兆候に対する注意
- ⑤ 排ガス濃度の異常上昇など環境汚染物質の排出防止と危機回避
- ⑥ 回転部、稼動部の油漏れ、オイル交換、グランドパッキン等交換

- ⑦ 各種クレーンバケットの点検清掃
 - ⑧ 消石灰噴霧口の点検清掃
 - ⑨ 給じん装置内の点検清掃
 - ⑩ その他必要な点検
- (5) クレーン、ボイラー及び圧力容器の月例点検
- (6) 電気保安内容
- ① 電気設備の日常点検
 - ② 非常用発電機の定期的な試運転
 - ③ 停電及び電気事故に対する対応
- (7) 電気事故その他災害が発生したときの対応について、計画を定めて随時実地指導訓練
- (8) 各機器の運転周期に伴う切替え運転及び試運転
- (9) 電気年次点検における停電、復電操作及び立会い
- (10) 定期点検整備時及び停止時（故障時を含む。）における負荷の切替え作業
- (11) 定期点検整備機器の試運転及び総合試運転
- (12) 機器停止期間中において、点検整備、清掃及び各種保安装置等の運転試験を行い、常に運転可能な状態に保持すること。
- (13) 薬剤及び油脂類等の在庫を確認し、運転業務に支障がないよう甲との連絡を密に取り、受入の立会を行うこと。
- (14) 甲が行う修繕工事等には、運転計画書に基づいて点検、整備、清掃、立会を行うこと。
- (15) 異常時においては、適正な処置と甲への連絡を行い、常に甲と密接に連絡をとること。
- (16) 運転、保守点検等の日報、月報、各種報告書及びその他関係書類等を作成し提出すること。
- ① 運転日誌
 - ② 点検整備報告書
 - ③ 事故・故障報告書
 - ④ 日常点検リスト
 - ア ボイラー点検リスト
 - イ タービン発電機点検リスト
 - ウ タービン補機点検リスト
 - エ 補機類点検リスト
 - オ 受変電設備点検リスト
 - カ 排水処理設備点検リスト
 - キ スプレーノズル点検リスト
 - ク クレーン点検報告書
 - ⑤ 月例報告書
 - ア 運転月報
 - イ 焼却処理運転月報
 - ウ 運転業務作業予定表
 - エ 運転業務作業実績表
 - オ 月間業務完了報告書
 - ⑥ 教育・訓練実施報告書
- (17) その他甲が指示する事項
- 3 その他、明記されていない点検作業であっても、運転操作及び維持管理上必要な点検、清掃業務

について、良識のある判断に基づいて作業を実施すること。

(運転等)

第9条 施設の運転等は、別紙1の運転条件により、別紙2の公害防止管理基準を順守して、通年24時間連続で行うものとする。

- (1) 日常保守点検作業は、原則として日勤時間内に実施するものとする。
- (2) 甲により施設又は設備の休止等の指示があった場合は、速やかにその体制をとること。

(勤務時間)

第10条 乙の日勤者及び交代勤務者の勤務時間は、甲の勤務時間を勘案のうえ、乙が決定し、甲に届け出ること。

(運転条件)

1 運転時間

- (1) 施設の運転は、通年 24 時間連続運転とする。
- (2) 原則として、1 系列 90 日以上連続運転を行う。
- (3) ごみの搬入は、原則として日曜日及び 1 月 1 日～3 日を除く日とする。
受入時間は、8 時 30 分から 16 時 30 分（土曜日は 12 時まで）
- (4) 灰の搬出は、月曜～金曜に行く。

2 運転条件

- (1) 焼却炉内温度
900 °C 以上
- (2) 焼却残渣の熱灼減量
3 % 以下
- (3) ろ過式集じん器入口温度
175 °C 以下
- (4) 騒音
富山県公害防止条例の「騒音に係る規制基準（その他の区域）」による。
- (5) 振動
振動規制法の「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準（第 1 種区域）」による。
- (6) 臭気
悪臭防止法の規制基準値（その他の用途地域）による。
- (7) 焼却灰（焼却残渣）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律による。
なお、ダイオキシン類については「ダイオキシン類対策特別措置法」を遵守する。

3 計画ごみ質

項 目		単 位	低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
三成分	水分	[%]	61.3	47.3	36.1
	可燃分	[%]	35.5	47.5	57.5
	灰分	[%]	3.2	5.2	6.4
低位発熱量		[MJ/kg] (kcal/kg)	5.9 (1,409)	9.1 (2,170)	11.8 (2,819)
単位体積重量		[t/m ³]	0.25	0.22	0.20
元素組成 (可燃分当たり)	炭素	[%]	—	56.8	—
	水素	[%]	—	8.7	—
	窒素	[%]	—	1.0	—
	酸素	[%]	—	33.3	—
	硫黄	[%]	—	0.0	—
	塩素	[%]	—	0.3	—

(公害防止管理基準)

1 大気

項 目	公 害 防 止 基 準	運 転 管 理 基 準
ばいじん	0.08g/Nm ³ 以下	0.008g/Nm ³ 以下
塩化水素	700 mg/Nm ³ 以下	25ppm以下
硫黄酸化物	K値 17.5	25ppm以下
窒素酸化物	250ppm以下	50ppm以下
一酸化炭素	—	30ppm以下 (4時間平均値)
ダイオキシン類	1ng-TEQ/m ³ N以下	0.05ng-TEQ/m ³ N以下

2 騒音基準値

敷地境界線にて

朝夕 55dB 以下

昼間 60dB 以下

夜間 50dB 以下

3 振動基準値

敷地境界線にて

昼間 60dB 以下

その他 55dB 以下

4 悪臭基準値

敷地境界線にて以下の基準値以下とする。

項 目	基 準 値
アンモニア	0.6 ppm
メチルメルカプタン	0.0007 ppm
硫化水素	0.0006 ppm
硫化メチル	0.002 ppm
二硫化メチル	0.003 ppm
トリメチルアミン	0.001 ppm
アセトアルデヒド	0.01 ppm
プロピオンアルデヒド	0.02 ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.003 ppm
イソブチルアルデヒド	0.008 ppm
ノルマルバレルアルデヒド	0.004 ppm
イソバレルアルデヒド	0.001 ppm
イソブタノール	0.2 ppm
酢酸エチル	1.0 ppm
メチルイソブチルケトン	0.7 ppm
トルエン	5.0 ppm
スチレン	0.2 ppm
キシレン	0.5 ppm
プロピオン酸	0.01 ppm
ノルマル酪酸	0.0004 ppm
ノルマル吉草酸	0.0005 ppm
イソ吉草酸	0.0004 ppm